

寺山町自治会館利用規約

(目的)

第1条 この規約は寺山町自治会（以下「自治会」という）所有の自治会館（横浜市緑区寺山町177番地）の運営を円滑に行うため設けるものである。

(会館の呼称)

第2条 本会館は、寺山町自治会館（以下「会館」という）と称する。

(会館の定義)

第3条 会館は、会員相互の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を高める場として会議、会合、サークル活動等の利用に供するために設置した建物及びその他の付帯設備をいう。

(運営委員会)

第4条 会館の運営を民主的に行うため、運営委員会（以下「委員会」という）を組織する。

(委員会の構成)

第5条 委員会の構成は、会長、副会長及び別に定める会館管理者により構成する。

(委員会の権限)

第6条 委員会は、会館運営の監督権及び決定権を持つ。

2. 委員会の運営に係る詳細は、別に定める。

(会館管理者)

第7条 会館管理者は、三役会の推薦により理事会の承認を得るものとする。

2. 会館管理者は、会館の使用備品類の貸し出し管理及び申込みの認可等の事務処理を行う。

3. 任期は1期2年とする。但し再任は妨げない。

(会館利用資格)

第8条 会館の利用資格は次の通りとする。

1. 自治会主催の会合及び役員会。
2. 自治会の関係団体及びグループ等。
3. 会員の同好会、親睦会等の使用で運営委員会が認めたもの。
4. 寺山町地区以外の地域活動関連団体又はグループ。
5. 災害等で避難を余儀なくされ、委員会が認めたもの。
6. 前各項以外で委員会が認めたもの。

(利用申請)

第9条 会館の利用を希望する者は、所定の申請書により原則として利用する30日前までに会館管理者に申請するものとする。

(利用許可)

第10条 会館の利用は、自治会活動に支障のない限り許可するものとする。但し、次の項目に該

当する場合は、委員会は許可を与えないことができる。

1. 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れがあるとき。
2. 自治会の承認を得ない営利事業及びその類似行為をするもの。
3. 政治及び宗教関連の会合や集会。
4. 弔事。
5. その他管理上支障のある場合。

(利用時間)

第11条 会館利用の時間帯は次の区分とする。

1. 午前の部 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
2. 午後の部 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
3. 夜間の部 1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0

(経費負担)

第12条 会館使用料は、区分ごとに1階1, 500円、2階1, 000円とする。

2. 会員以外の者又はグループ等が使用する場合は、前項の倍額とする。
3. 料金は、事前に会館管理者に納入する。
4. 自治会活動に伴う会議行事等を使用する場合は無料とし、その他委員会で特に認めた者は免除または減額することができる。

(利用者の義務)

第13条 会館を利用するときは、次の事項を守るものとする。

1. 利用責任者を決めること。
2. 利用時間を守ること。
3. 利用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取り扱い、室内を汚損しないこと。
4. 水道、ガス及び電気の適切な使用と、後始末を完全に行うこと。
5. 利用終了後は、片付け及び清掃をすること。又発生したごみは持ち帰ること。
6. 会館内への犬、猫等のペットの入室は禁ずる。
7. その他委員会で定めた事項。

(その他)

第14条 この規約に定められていない事項は、委員会で協議決定し、理事会の承認を得るものとする。

2. この規約の改廃は、自治会総会の議決により定める。
3. 自治会館の鍵は、会館管理者及び三役が保管する

附則

この規約は、令和3年5月17日から施行する。